担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	村田町都市公園条例 第17条及び第18条
例 規 番 号	平成7年条例第3号

## 【基準】

第17条及び第18条の規定による。

(罰則)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
  - (2) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
  - (3) 第14条第1項又は第2項の規定による町長の命令に違反した者
- 第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍 に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の 過料に処する。

## 備考

【共通担当部署】

教育委員会事務局 生涯学習課

建設水道課